

入札説明書

「家畜飼料供給単価契約」に係る条件つき一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項等

(1) 入札に付する事項

家畜飼料供給単価契約（牛及び鶏用、1キログラム当たりの単価） 11件

(2) 購入物品の種類及び契約期間中における購入予定数量

① 搾乳牛用	84,000キログラム
② 若令牛育成用	13,000キログラム
③ 繁殖牛用	17,000キログラム
④ 肥育牛前期用	4,000キログラム
⑤ 肥育牛後期用	14,000キログラム
⑥ 成鶏用	170,000キログラム
⑦ 成鶏用（雄和種鶏場分）	9,000キログラム
⑧ 幼すう用	7,000キログラム
⑨ 中すう用	21,000キログラム
⑩ 大すう用	42,000キログラム
⑪ 肉用鶏肥育後期用	13,000キログラム

なお、③、④、⑤、⑪については銘柄指定とする。

(3) 購入物品の仕様等

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(5) 納入場所

- ① 秋田県畜産試験場
- ② 秋田県畜産試験場 雄和種鶏場（上記（2）⑦の成鶏用のみ）
所在地：秋田市雄和相川字源八沢34-1

(6) 入札の中止等

入札の執行前に当該事業にかかる令和8年度当初予算の議決を得られないときには、入札を中止又は延期する。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
- ③ 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第50条第2項の規定に基づく届出を完了していること。
- ⑥ 入札参加資格確認申請書を提出し、本入札への参加資格を有していること。

(2) (1) ②の資格のない者

上記(1) ②の資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。)にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、令和8年3月19日(木)までにその登録を完了すること。

なお、この申請に関する問い合わせ先についても、次のところとする。

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター(電話018-860-2740)

3 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 上記2(1) ⑤の届出を完了していることがわかる書面の写し
- ③ 納品しようとする飼料の成分がわかる書類の写し

(2) 提出期間

令和8年3月12日(木)から令和8年3月19日(木)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1項第1号に規定する県の休日を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

郵便番号019-1701 大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3

秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム(電話番号0187-72-2511)

(5) 提出部数 1部

(6) 郵便による場合は、書留にて令和8年3月19日(木)午後5時までに上記(4)に定める場所に必ず到着させること。

(7) 提出された入札参加資格確認申請書の確認結果については、令和8年3月23日(月)までに申請者に対して書面により別途通知する。

(8) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。

(9) 入札参加確認を得た場合であっても、入札日までの間に秋田県物品供給業者等資格効力の停止処分を受けた者は、入札に参加することはできない。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札書は飼料の種類ごとに封筒に入れ、「購入物品名」を記載のうえ、原則として直接提出すること。ただし、やむを得ない場合は郵便によることができるものとする。

(2) 郵便により提出する場合は、「入札書在中」の旨を表記した封筒に封入のうえ(2以上の入札書を同時に提出するときは、それぞれ別の封筒を使用すること。)、更にこれを封書にして書留により差し出すこと。なお、期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月26日(木) 午前10時

大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3 秋田県畜産試験場 管理棟2階 研修室

(2) 郵送による入札書の受領期限

令和8年3月26日(木) 午前9時50分までに上記3(4)の場所に必着のこと。

6 開札の方法等

(1) 入札及び開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は委任状を要する。

(2) 入札者またはその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 入札への参加者が1者であった場合も、入札を執行するものとする。

- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- なお、開札に立ち会わない者又は入札者がくじを引かない者に代わってくじを引く者は秋田県畜産試験場職員とする。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (6) 入札は原則3回を限度とし、落札者のない場合は手続きをやり直すか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者と随意契約の交渉を行うことができるものとする。
- (7) 開札に立ち会う場所に持参するもの
- ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - ② 再度の入札に使用する印鑑
 - ③ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
- (8) 下記の「10 入札の無効」に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

7 契約の方法及び入札書に記載する金額等

(1) 契約の方法

契約の方法は条件付き一般競争入札とする。

(2) 入札書に記載する金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位までの金額）を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった契約希望金額（入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）に購入予定数量を乗じた金額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

入札保証金は、入札開始の前までに入札職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。また、契約保証金は落札者の義務履行があったときに還付する。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

① 入札保証金

次のア、イ又はウの書類を、令和8年3月19日（木）午後5時までに上記3（4）に記載された場所に提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査のため説明を求めた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該入札物品若しくはこれに相当する物品の売買契約を履行した証として、1件の契約で当該入札価格の5割を超える2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等の写し等）。

ウ 物品供給業者等登録名簿に登録され、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（「入札保証金免除申請書」及び「秋田県税に滞納がない旨の証明書の写し（提出日から3ヶ月以内のもの）」を提出のこと。）

② 契約保証金

県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提示し、免除が適当と認められた者又は上記①イの書類審査の結果、入札保証金を免除することが適当と認められた者。

9 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

① 委任状を持参しない代理人のした入札

② 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が説落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、本入札説明書で指示した条件に違反すると認められる入札

11 落札者の決定方法

秋田県財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

秋田県が行う検査に合格した後、適法な支払い請求書に基づいて支払う。

13 契約書の要否

要

14 その他

(1) 当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和8年3月16日（月）まで、秋田県畜産試験場総務企画室総務企画チームに文書で提出すること。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

15 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム（電話 0187-72-2511）
（FAX 0187-72-4371）